

## 一般社団法人日本股関節学会 定款施行細則

第1条 一般社団法人日本股関節学会（以下、本法人という）定款の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 本法人の会員になろうとする者は、当該年度の会費を添えて事務局に入会申込書を提出しなければならない。

2 資格を一旦喪失した者が再入会を希望する場合は、会費等の未納額がある場合は、これを納めなければならない。

### (会費)

第3条 定款第5条の会員の会費について は、次のとおりとする。

1. 第5条第1号（正会員） 年額 10,000 円
2. 第5条第2号（準会員） 年額 5,000 円
3. 第5条第3号（賛助会員） 年額 1 口 50,000 円
4. 第5条第5号（臨時会員） 年額 5,000 円

### (評議員)

第4条 定款第12条に定める評議員の被推薦基準は、次のとおりとする。

1. 入会後10年以上の会員歴を有し、大学、研究所、医療機関等において指導的役割を果たす者で、会費を完納している者
  2. 理事2名以上の推薦
  3. 過去5年間の股関節疾患・外傷に関する論文10編以上（主著者、共著者を問わない）で、そのうちの3編は機関誌「Hip Joint」に掲載されていること。
- 2 定款第12条に定める評議員の資格継続基準は、次のとおりとする。
1. 社員総会に連続して3年以上欠席した評議員は、理事会の議をもってその資格を喪失する。
  2. 評議員は再任されることを妨げない。ただし、満65歳に達した者は、その後に終了する事業年度に関する定時社員総会の終結をもってその資格を喪失する。

### (学術理事)

第5条 定款第22条第1号に定める役員の補佐として、学術理事を置くができる。

1. 学術理事は評議員の中から理事会の議を経て選出され、会務の執行を補佐する。
2. 学術理事は理事会に出席し、意見を述べることができる。
3. 学術理事の被推薦基準は、次のとおりとする。
  - (1) 大学、研究所、医療機関等において指導的役割を果たすもの
  - (2) 会費を完納しているもの
  - (3) 理事2名以上の推薦のあるもの
4. 学術理事は理事会で選考したうえ、社員総会で選出する。
5. 学術理事の任期は2年とし、再任されることを妨げない。ただし、満65歳に達した者は、その後に終了する事業年度に関する定時社員総会の終結をもってその資格を喪失する。

### (学術評議員)

第6条 定款第4条に定める事業等の運営を補佐するため、学術評議員を置くことができる。

1. 学術評議員は正会員の中から理事会の議を経て選出され、会務の運営を補佐する。
2. 学術評議員は社員総会に出席し、意見を述べることができる。
3. 学術評議員の被推薦基準は、次のとおりとする。
  - (1) 大学助教、講師等の職務にあるもの
  - (2) 会費を完納しているもの
  - (3) 理事2名以上の推薦のあるもの
4. 学術評議員は、理事会で選考したうえ、社員総会で選出する。

5. 学術評議員の任期は1年とし、再任されることを妨げない。ただし、満65歳に達した者は、その後に終了する事業年度に関する定時社員総会の終結をもってその資格を喪失する。
6. 学術評議員は社員総会に出席し、意見を述べることができる。

(学術集会・機関誌)

第7条 学術集会の演者および機関誌に論文を投稿する者は、筆頭演者および筆頭著者は正会員、準会員、名誉会員に限る。共同演者および共著者を含めて原則として、正会員、準会員、名誉会員、臨時会員に限る。

第8条 本施行細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

第9条 本施行細則に定めない事項であって、緊急かつ必要な事項は、理事長が決定する。

#### 附 則

1 この定款施行細則は、平成31年9月3日より施行する